

# 介護保険施設等と医療機関との連携状況の調査結果

# 1 調査概要

## 1 調査目的

令和6年度の介護保険制度の改正により、介護保険施設等について、入所者の急変時に、①相談対応を行う体制、②診療を行う体制、③入所者の入院を原則として受け入れる体制を確保した協力医療機関を定めることが経過措置3年を設けて義務化された。現時点での進捗状況及び連携に係る課題を把握し、経過措置期間内にすべての対象施設における適切な連携体制の構築を推進することを目的とする。

## 2 調査対象

上記①から③の連携体制を求められ、県及び市町で所管する介護保険施設等

## 3 調査方法

県所管の介護保険施設等に対しては、法令で届出が義務付けられている協力医療機関に関する届出書を提出させることにより把握した。政令市を含む市町が所管する施設は、調査時点における届出実績等について、市町に対してアンケート調査を実施した。

## 4 調査時点

令和6年10月1日

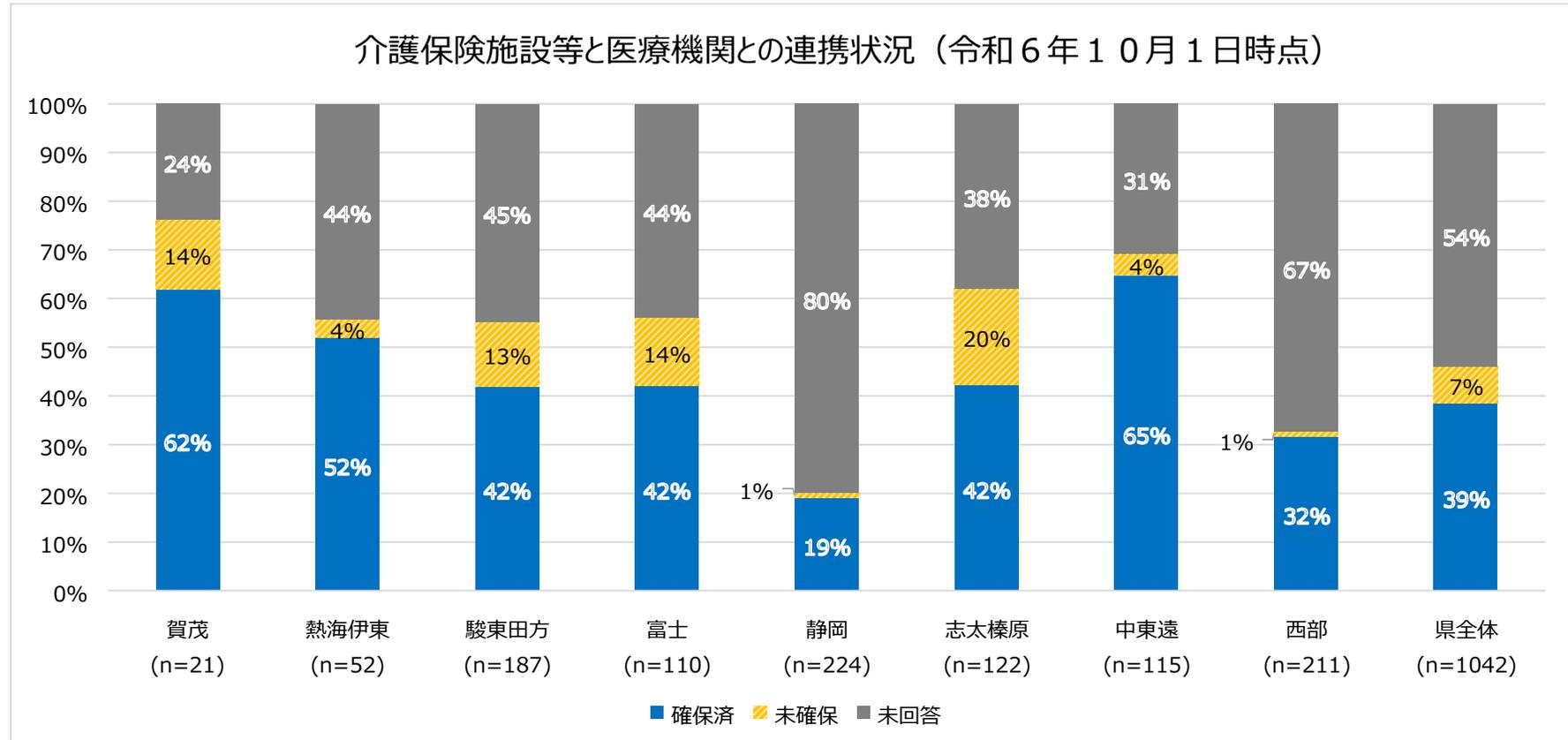
## 5 回答状況

	対象施設数	回答施設数	回答率
県所管施設	359	332	92.5%
市町所管施設	683	148※	21.7%

※市町所管施設の回答施設数は、調査時点における市町への届出数

## 2 介護保険施設等と医療機関との連携状況（県全体）

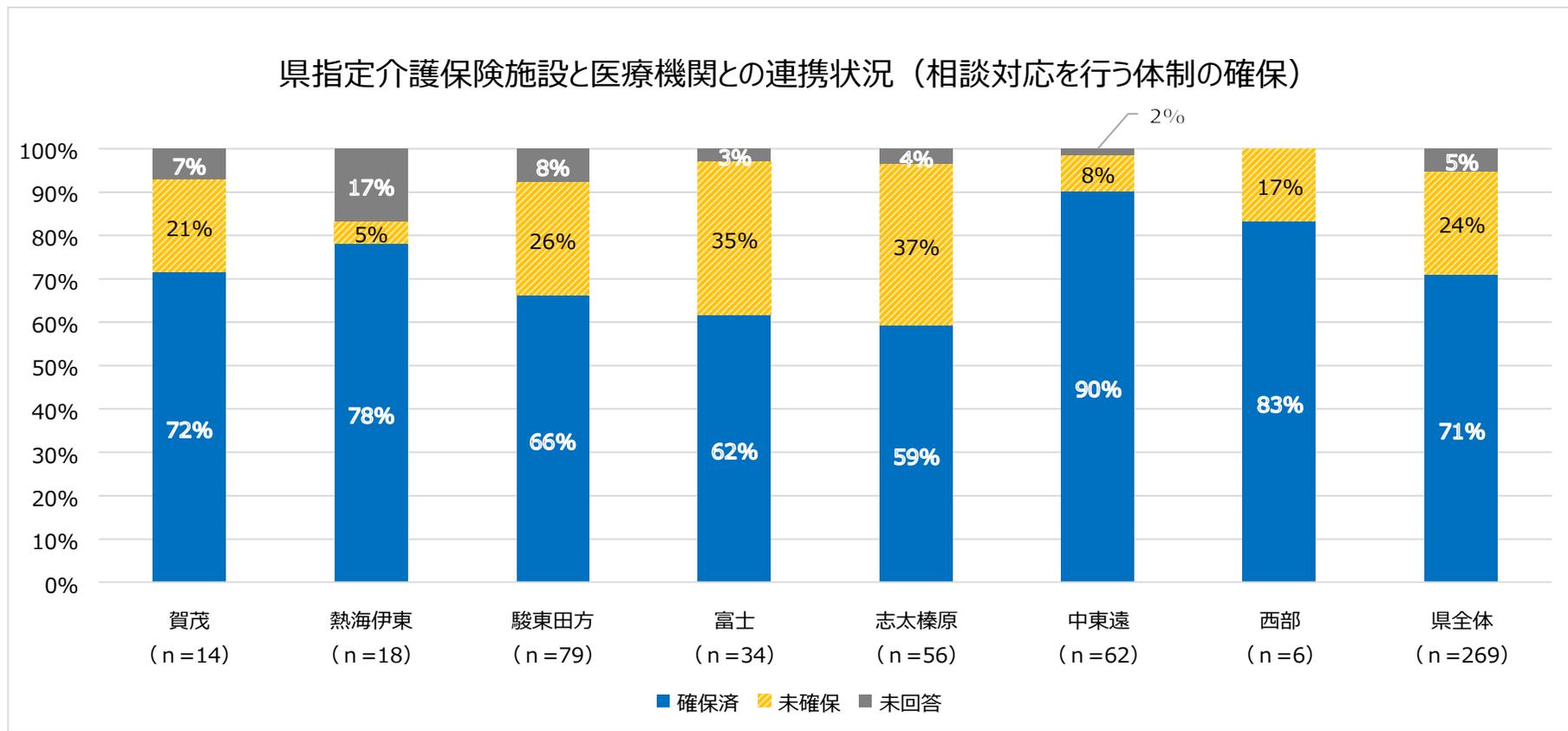
- 調査の結果、県全体では、対象となる1,042施設のうち、医療機関の確保ができていない施設は402施設（39%）であった。
- 各圏域における医療機関の確保ができていない施設の割合は、調査時点での届出の提出状況にもよるが、2割弱から6割程度となっている。



- 県介護保険施設等とは、介護老人福祉施設（地域密着型を含む）、介護老人保健施設、介護医療院、特定施設入居者生活介護（地域密着型を含む）、認知症対応型共同生活介護を指す。
- 県所管施設及び市町所管施設を含む全県分を二次医療圏域ごとに集計
- 回答があった施設のうち、施設基準第1号「入所者の病状が急変した場合等に医師又は看護職員が相談対応を行う体制を常時確保している」割合

### 3 県所管介護保険施設と医療機関との連携状況（相談対応を行う体制の確保）

- ・県所管の介護老人福祉施設、介護老人保健施設、介護医療院、計269施設のうち、入所者の病状が急変した場合等において、医師又は看護職員が相談対応を行う体制を常時確保している施設は、191施設（71%）であった。
  - ・各圏域では、志太榛原、富士、駿東田方圏域が比較的低く、中東遠、西部、熱海伊東圏域が比較的高い。
- ※県所管介護保険施設：県全体から政令市を含む市町所管施設・事業所及び県所管特定施設入居者生活介護事業所を除いたもの

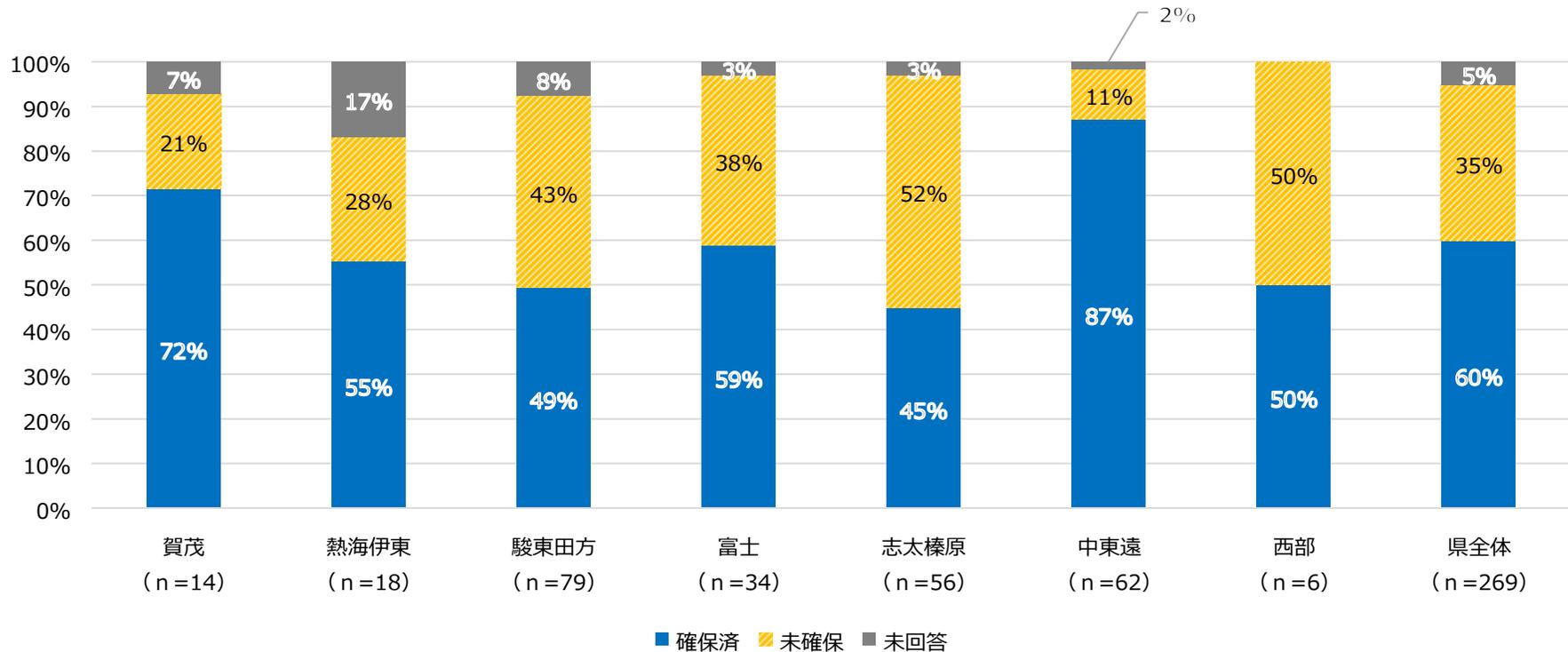


- ・県所管施設のうち、介護老人福祉施設、介護老人保健施設、介護医療院について二次医療圏域ごとに集計
- ・回答があった施設のうち、施設基準第1号「入所者の病状が急変した場合等に医師又は看護職員が相談対応を行う体制を常時確保している」割合

## 4 県所管介護保険施設と医療機関との連携状況（診療を行う体制の確保）

- ・県所管の介護老人福祉施設、介護老人保健施設、介護医療院、計269施設のうち、入所者の診療の求めがあった場合において、診療を行う体制を常時確保している施設は、161施設（60%）と、相談対応を行う体制の確保に比べて低い値となっている。
  - ・各圏域では、志太榛原、駿東田方、西部圏域が比較的低く、中東遠、賀茂圏域が比較的高い。
- ※県所管介護保険施設：県全体から政令市を含む市町所管施設・事業所及び県所管特定施設入居者生活介護事業所を除いたもの

県指定介護保険施設と医療機関との連携状況（診療を行う体制の確保）

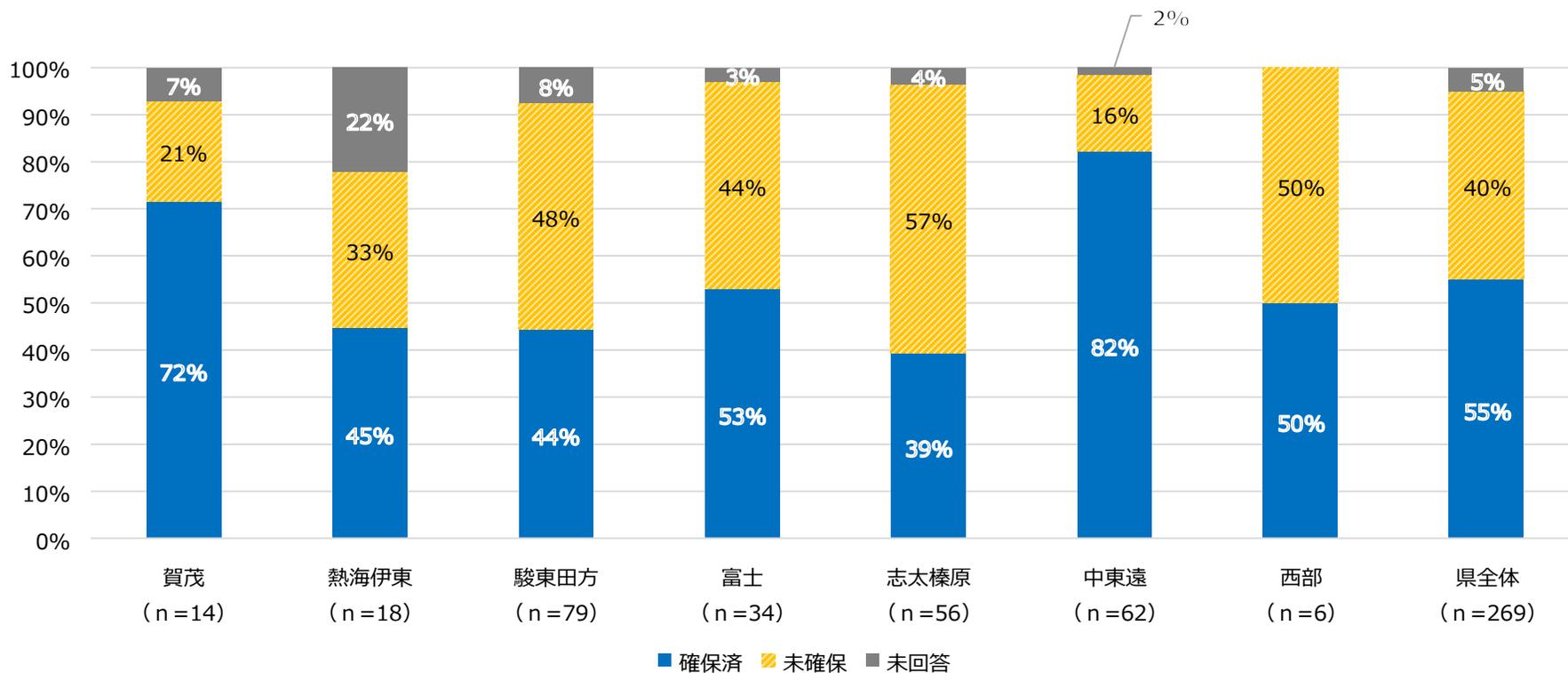


- ・県所管施設のうち、介護老人福祉施設、介護老人保健施設、介護医療院について二次医療圏域ごとに集計
- ・回答があった施設のうち、施設基準第2号「診療の求めがあった場合において、診療を行う体制を常時確保している」割合

## 5 県所管介護保険施設と医療機関との連携状況（入院を受け入れる体制の確保）

- ・県所管の介護老人福祉施設、介護老人保健施設、介護医療院、計269施設のうち、入院を要すると認められた入所者の入院を原則として受け入れる体制を確保している施設は、147施設（55%）と、相談、診療を行う体制の確保に比べて低い値となっている。
  - ・各圏域では、志太榛原、熱海伊東、駿東田方圏域が比較的低く、中東遠、賀茂圏域が比較的高い。
- ※県所管介護保険施設：県全体から政令市を含む市町所管施設・事業所及び県所管特定施設入居者生活介護事業所を除いたもの

県指定介護保険施設と医療機関との連携状況（入院を受け入れる体制の確保）

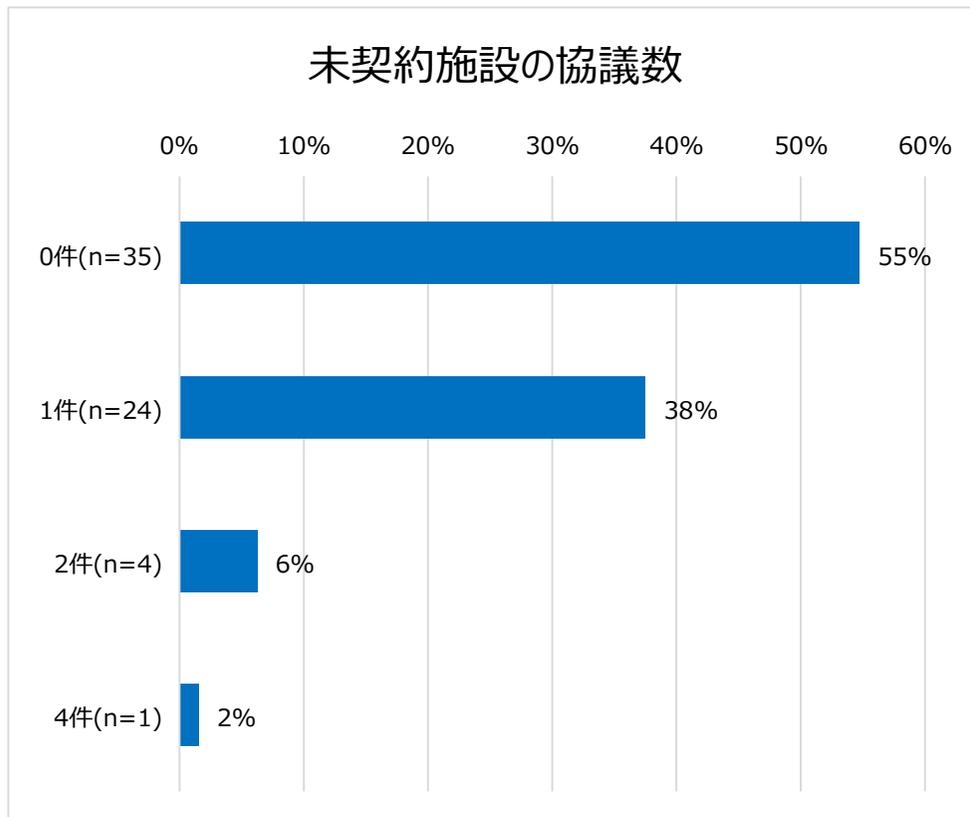


- ・県所管施設のうち、介護老人福祉施設、介護老人保健施設、介護医療院について二次医療圏域ごとに集計
- ・回答があった施設のうち、施設基準第3号「入院を要すると認められた入所者の入院を原則として受け入れる体制を確保している」割合

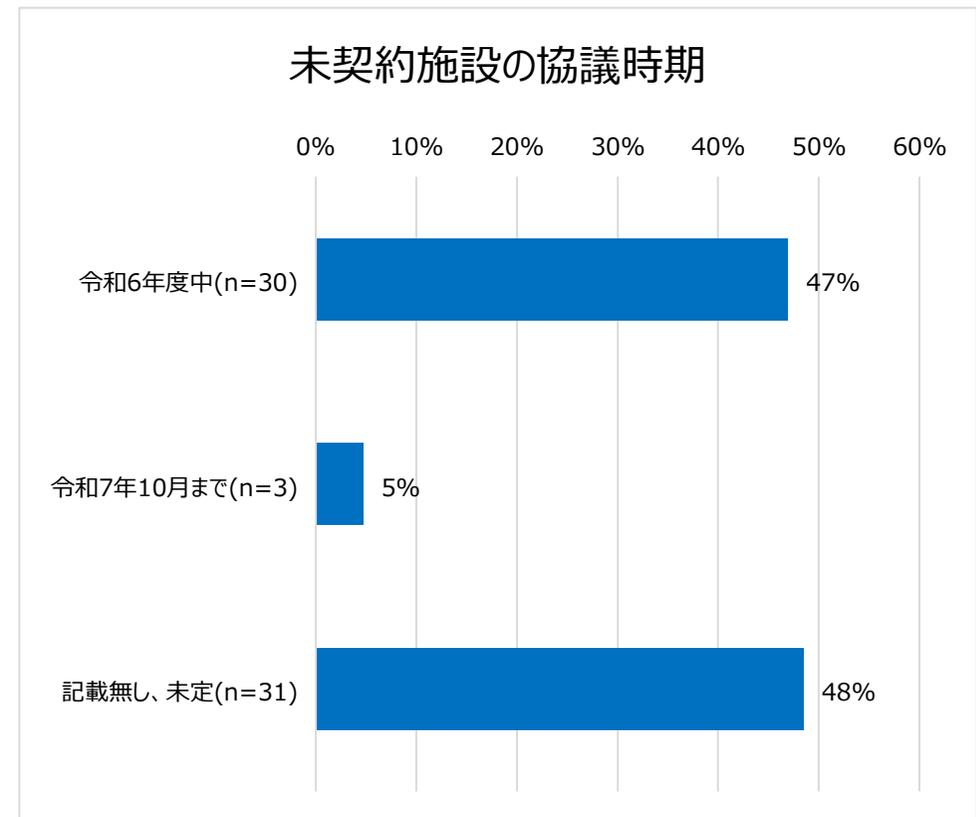
## 6 県所管介護保険施設と医療機関との連携状況（協力医療機関を定めていない場合）

- ・協力医療機関を定めていない施設（未契約施設）の過去1年間に協議を行った医療機関数は、0件が55%、1件が38%であった。
- ・協議を行う予定時期については、今後1年以内に協議を行う施設は52%、時期が定まっていない施設が48%であった。

### 未契約施設の協議数



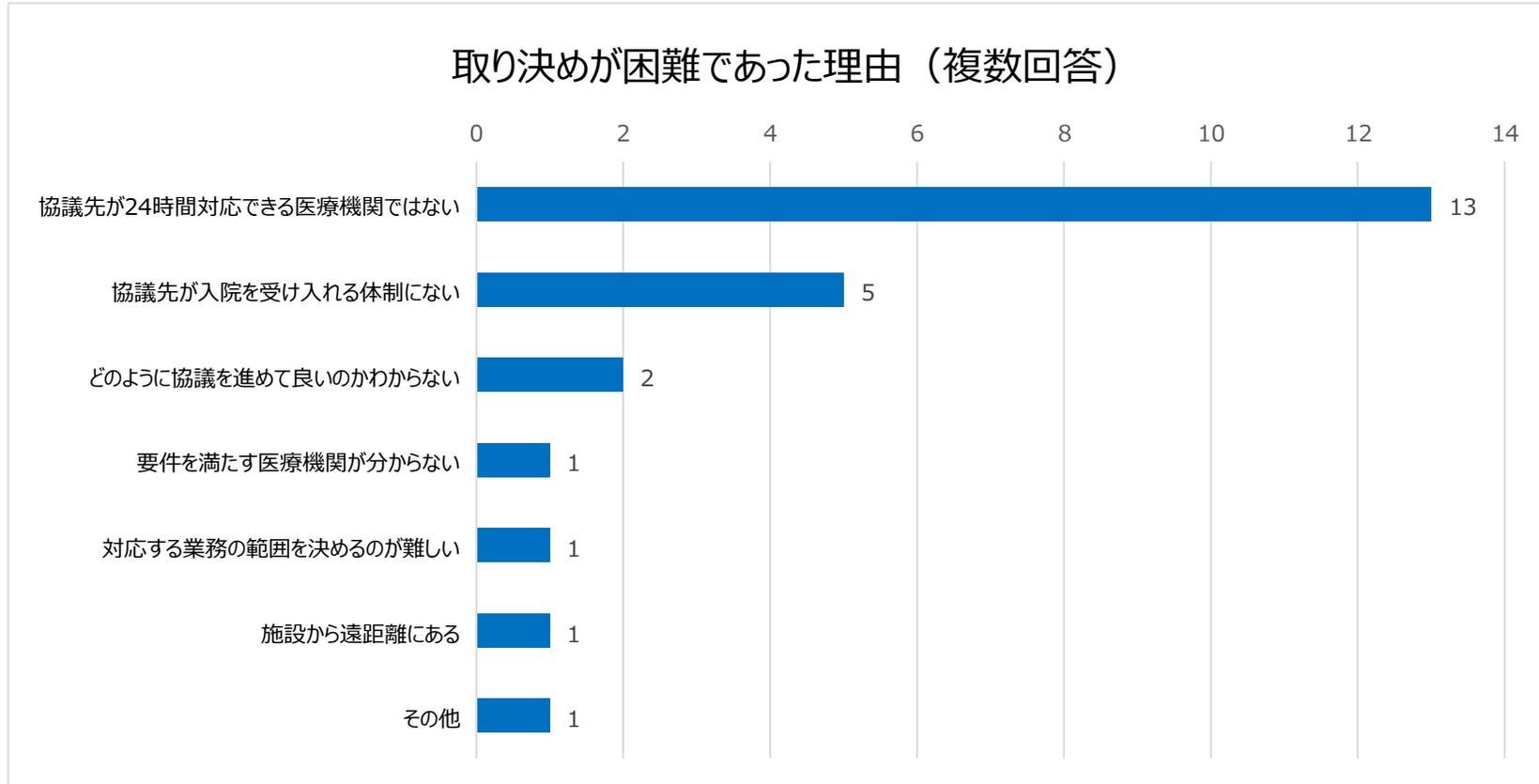
### 未契約施設の協議時期



いずれも介護保険施設のうち協力医療機関を定めていないと回答した施設数（n=64）

## 7 県所管介護保険施設と医療機関との連携状況（協力医療機関を定めていない場合）

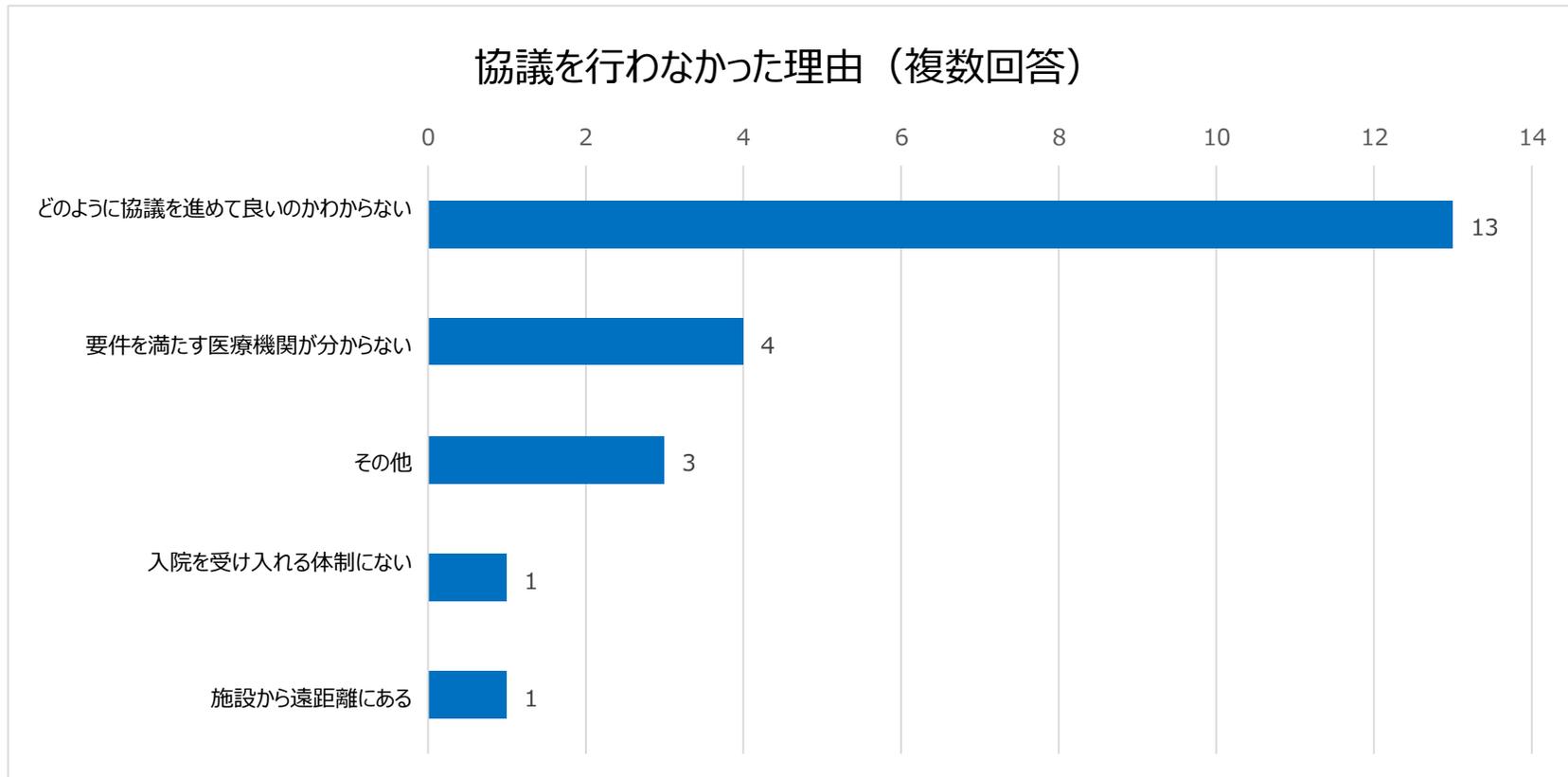
- ・協力医療機関を定めていない施設の取り決めが困難であった理由については、「協議先が24時間対応できる医療機関ではない」が最も多かった。
- ・「協議先が入院を受け入れる体制にない」と回答した施設も一定数見られた。



介護保険施設のうち協力医療機関を定めていない64施設のうち、過去1年に協議をした29施設から協議中を除き回答した施設数（n=18）

## 8 県所管介護保険施設と医療機関との連携状況（協力医療機関を定めていない場合）

- ・協力医療機関を定めていない施設が過去1年間に協議を行わなかった理由としては、「どのように協議を進めて良いのかわからない」が最も多かった。
- ・「要件を満たす医療機関が分からない」と回答した施設も一定数みられた。

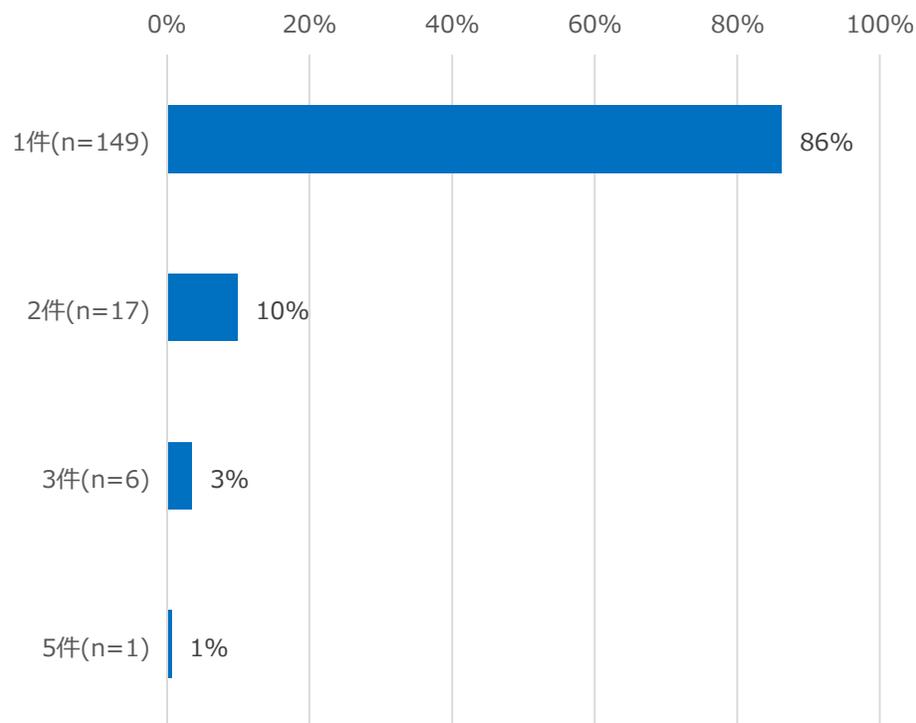


介護保険施設のうち協力医療機関を定めていない64施設のうち、過去1年間に協議を行わなかった35施設から検討中を除き回答した施設数（n=19）

## 9 県所管介護保険施設と医療機関との連携状況（協力医療機関を定めている場合）

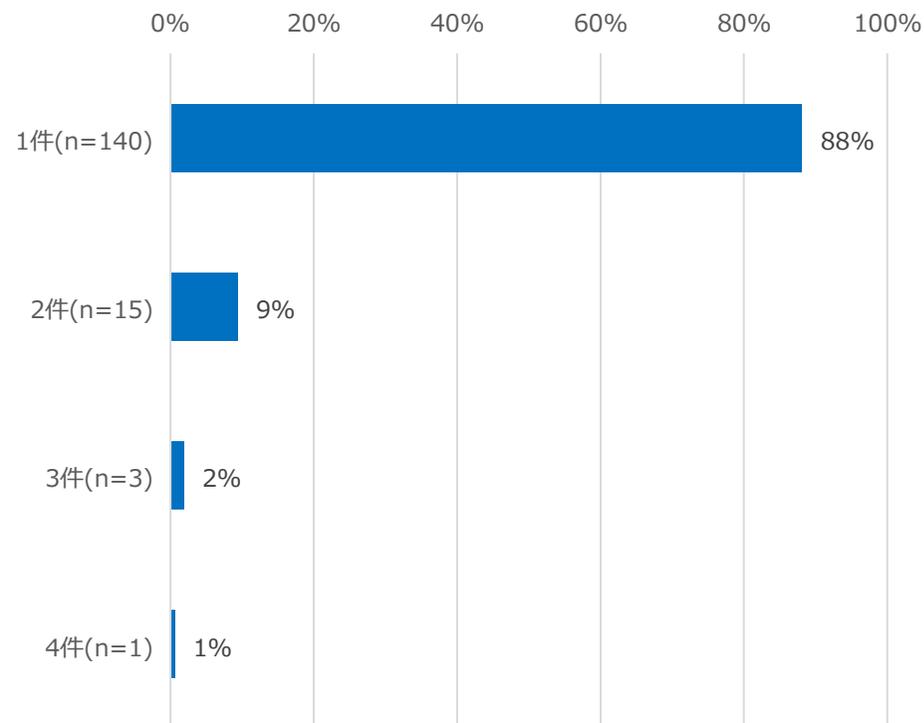
- ・協力医療機関を定めている施設（契約済施設）が協議を行った医療機関数は、1件が86%、2件が10%、3件以上が4%であった。
- ・協力医療機関の数は、1件が88%、2件が9%、3件以上が3%であった。

### 契約済施設の協議数



介護保険施設で協力医療機関を定めている191施設から未回答を除く施設数（n=173）

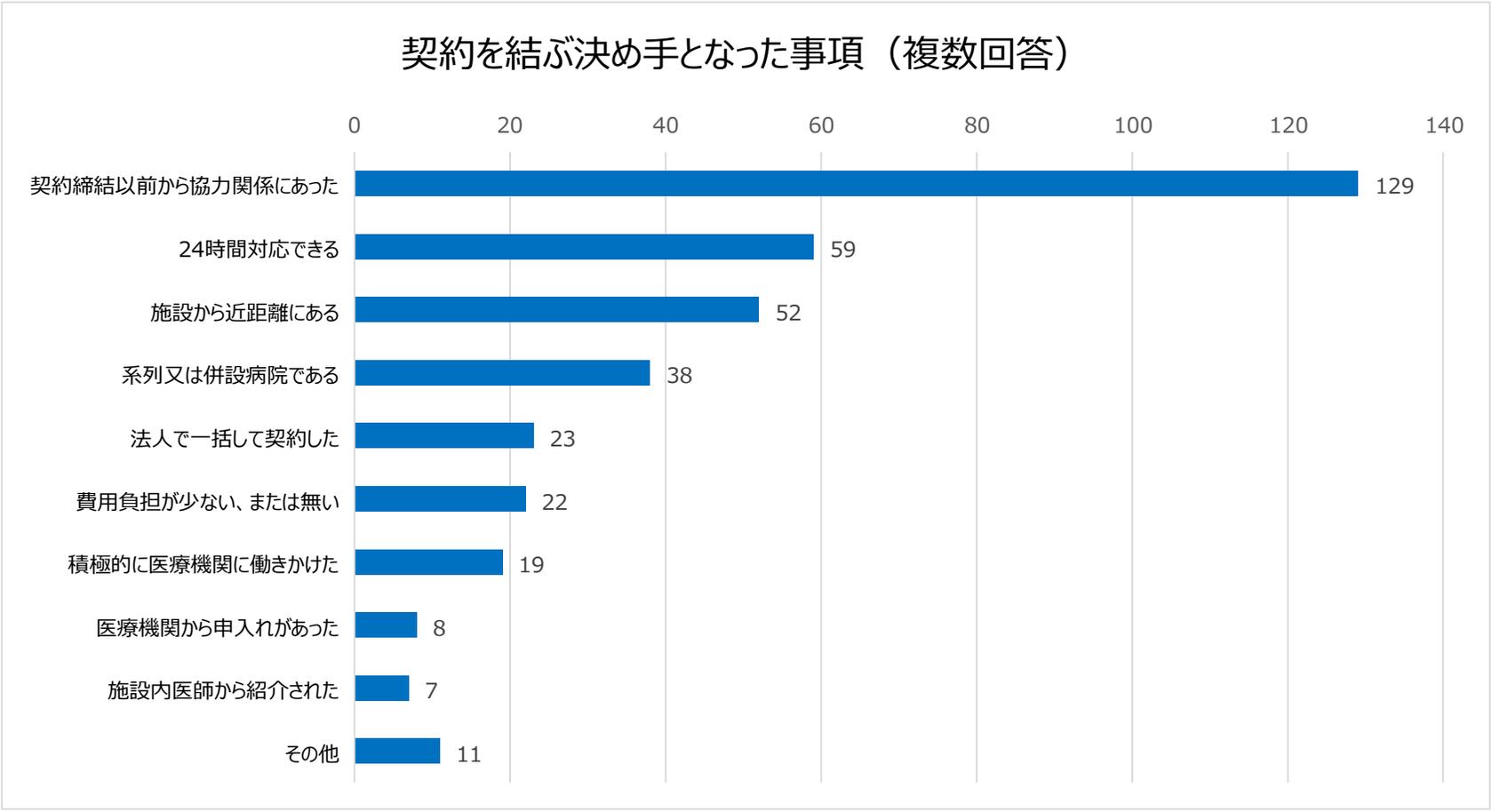
### 契約済施設の契約数



介護保険施設で協力医療機関を定めている191施設から未回答を除く施設数（n=159）

# 10 県所管介護保険施設と医療機関との連携状況（協力医療機関を定めている場合）

協力医療機関を定めている施設が契約を結ぶ決め手となった事項としては、「契約締結以前から協力関係にあった」が最も多く、次いで「24時間対応できる」、「施設から近距離にある」、「系列又は併設病院である」などが多かった。

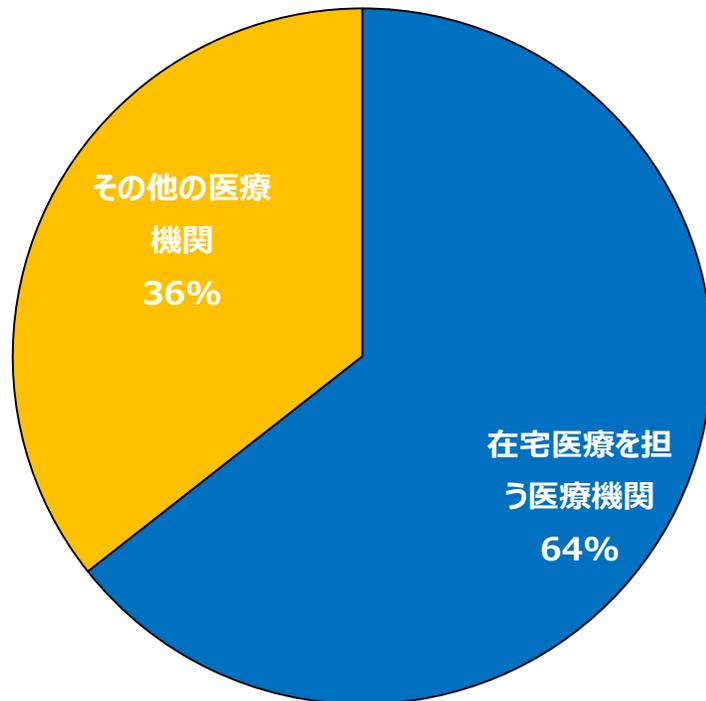


介護保険施設で協力医療機関を定めている施設数（n=191）

## 11 県所管介護保険施設と医療機関との連携状況（協力医療機関を定めている場合）

入院を受入れる体制を確保している介護保険施設の協力医療機関の種別では、在宅医療を担う医療機関である「地域包括ケア病棟を持つ病院」「在宅療養支援病院」「在宅療養後方支援病院」のいずれかを協力医療機関に定めている施設は64%、その他の医療機関が36%であった。

協力医療機関の種別



在宅医療を担う医療機関の内訳	割合※
地域包括ケア病棟を持つ病院	55%
在宅療養支援病院	36%
在宅療養後方支援病院	22%

※重複があるため、合計は100%を上回っている。

介護保険施設で施設基準第3号「入院を要すると認められた入所者の入院を原則として受入れる体制を確保している」施設数（n=147）について集計